

**複数就業者への労災保険給付について**  
**～「複数就業者への労災保険給付についての検討状況」**  
**で提示された論点等の検討について～**

---

---

# 目次

1. 非災害発生事業場の賃金額も加味することについて
  - 1-1. 最高・最低限度額等の取扱いについて
  - 1-2. 特別支給金の取扱いについて
  - 1-3. 通勤災害の場合の給付額について
  - 1-4. 保険料負担の在り方について
  - 1-5. 労災保険率が極力引き上がらないようにするための対策について
  
2. 複数就業者の全就業先での業務上の負荷を総合的に評価することについて
  - 2-1. 仮に全就業先での業務上の負荷を総合的に評価して労災認定することとした場合の認定方法の在り方について
  - 2-2. 仮に全就業先での業務上の負荷を総合的に評価して労災認定することとした場合の給付額の在り方について
  
3. 特別加入制度のあり方について②
  - 3-1. 特別加入制度の範囲や運用方法について

# 1. 非災害発生事業場の賃金額も加味 することについて

※ 以下、非災害発生事業場の賃金も加味して給付額を算定することを前提とした論点。

# 1-1. 最高・最低限度額等の取扱いについて

## <現行制度>

- 給付基礎日額は、原則として労基法上の平均賃金に相当する額とされているが、当該労働者の平均賃金によることが適当でない場合として、最低保障額として自動変更対象額を定めている（労災保険法施行規則第9条第2項）。自動変更対象額は、被災時の事情により給付基礎日額が極端に低い場合を是正し、補償の実効性を確保するためのものである。
- 年齢階層別の最高・最低限度額については、労災保険法第8条の2第2項及び同法第8条の3第2項において定められており、休業（補償）給付については、休業（補償）給付を支給すべき事由が生じた日が当該休業（補償）給付に係る療養を開始した日から起算して1年6箇月を経過した日以後の場合に適用される。また、自動変更対象額が年齢階層別の最低限度額を上まわっている場合には、当該額が年齢階層別の最低限度額となる（労災保険法施行規則第9条の4第2項）。
- 年金給付の最高・最低限度額の趣旨は以下のとおり（通達：S62.1.31基発第42号）。
  - ・ 賃金が低い時点で被災された方にとっての不均衡の改善
  - ・ 余りに高額な年金額が亡くなるまで支給されることによる、他の年金受給者との間や他の制度との間での不均衡の改善
  - ・ 著しく高い水準の賃金を基礎として生涯にわたり給付を行うことは、一般的労働者の所得の実態と比較して著しく制度的に公平性を欠くこと
- 休業（補償）給付の最高・最低限度額の趣旨は以下のとおり（通達：H2.9.28基発第588号）。
  - ・ 休業（補償）給付も療養期間が長期化した場合には年金と同様の問題があること
  - ・ 療養開始後1年6箇月を経過した場合、症状の重い者は傷病（補償）年金に移行して年齢階層別の最高・最低限度額の適用があるのに対し、それよりも症状が軽い者は従来通りという不均衡が生じること

## <論点>

- 自動変更対象額や年齢階層別の最高・最低限度額については、その趣旨から、非災害発生事業場の賃金額を加味した場合も取扱いを変える必要はないのではないか。

労災年金給付等(年金給付及び療養開始後1年6箇月経過した休業(補償)給付)に係る給付基礎日額の年齢階層別最低・最高限度額及び最低保障額(自動変更対象額)

- 令和元年8月1日から令和2年7月31日までの期間に対して支給される労災年金給付等に係る給付基礎日額の年齢階層別最低・最高限度額

年齢階層	～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
最低限度額	4,977	5,538	6,046	6,469	6,777	7,025	7,080	6,989	6,537	5,310	3,970	3,970
最高限度額	13,330	13,330	14,144	17,089	19,303	21,216	23,245	25,480	25,492	20,493	14,967	13,330

- 給付基礎日額の最低保障額(自動変更対象額)  
令和元年8月1日から 3,970円

## 1-2. 特別支給金の取扱いについて

### <現行制度>

- 特別支給金は、災害補償たる保険給付と相まって被災者等の保護の実効を期そうとする趣旨で、労働者災害補償保険法第29条第1項の社会復帰促進等事業として支払われるものである。
- 特別支給金には、以下の9種類がある（支給金規則第2条）。
  - ・ いわゆる特別支給一時金（休業特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金）
  - ・ いわゆるボーナス特別支給金（障害特別年金、障害特別一時金、遺族特別年金、遺族特別一時金、傷病特別年金）
- 特別支給一時金については、その性格は災害補償そのものではなく、休業特別支給金にあつては療養援護金、障害特別支給金にあつては治ゆ後への生活転換援護金、遺族特別支給金にあつては遺族見舞金の色彩がそれぞれ濃いものといふことができる一方で、保険給付と直接的関連、密接不可分の加給金的な関係にあり、その現実的機能としては、各保険給付と相まってこれを補う所得的效果をもつものといふことができる。
- ボーナス特別支給金については、給付基礎日額の算定基礎にボーナス等の特別給与が含まれていないのを、わが国の賃金慣行を考慮して実質的に補完し、労働者の稼得能力をより適切に給付に反映していこうとする趣旨のものである。
- ボーナス特別支給金については、額の算定の際には算定基礎日額（※）等を用いる。
  - ※ 算定基礎日額とは、原則として被災前直前1年間のボーナス等特別給与の総額を365で除した額（特別給与の総額が給付基礎日額に365を乗じて得た額の20%に相当する額を上回る場合には、20%に相当する額を年額とする。ただし年額150万円が上限額となる）をいう（支給金規則第6条）。

## <論点>

- 特別支給金についても、賃金額やボーナス等特別給与の金額により算定しているものについては、その制度趣旨から非災害発生事業場の賃金額や特別給与の金額も加味して給付額を算定すべきではないか。
- また、給付基礎日額と同様に、算定基礎年額及び算定基礎日額の上限額については、非災害発生事業場の賃金額を加味した場合も取扱いを変える必要はないのではないか。



## 業務災害が生じた場合における労働基準法と労災保険法の補償内容について(1)

こういうときは		労働基準法	労災保険法				
			保険給付		特別支給金		
療養が必要なとき		療養補償	療養補償給付				
		必要な療養または療養の費用の支給	必要な療養または療養の費用の支給				
	療養年数	打切補償	傷病等級	傷病補償年金	傷病特別支給金	傷病特別年金	
	1年6ヶ月		第1級	給付基礎日額×313日分/年	114万円(1回)	算定基礎日額×313日分/年	
			第2級	給付基礎日額×277日分/年	107万円(1回)	算定基礎日額×277日分/年	
第3級			給付基礎日額×245日分/年	100万円(1回)	算定基礎日額×245日分/年		
3年	平均賃金×1200日分(1回)						
療養のため休業するとき	休業日数	休業補償	休業補償給付				
	1～3日目	平均賃金×60%/日					
	4日目～	平均賃金×60%/日	給付基礎日額×60%/日	給付基礎日額×20%/日			
障害が残ったとき	障害等級	障害補償	障害補償給付		障害特別支給金	障害特別年金	障害特別一時金
	第1級	平均賃金×1340日分(1回)	給付基礎日額×313日分/年		342万円(1回)	算定基礎日額×313日分/年	
	第2級	平均賃金×1190日分(1回)	給付基礎日額×277日分/年		320万円(1回)	算定基礎日額×277日分/年	
	第3級	平均賃金×1050日分(1回)	給付基礎日額×245日分/年		300万円(1回)	算定基礎日額×245日分/年	
	第4級	平均賃金×920日分(1回)	給付基礎日額×213日分/年		264万円(1回)	算定基礎日額×213日分/年	
	第5級	平均賃金×790日分(1回)	給付基礎日額×184日分/年		225万円(1回)	算定基礎日額×184日分/年	
	第6級	平均賃金×670日分(1回)	給付基礎日額×156日分/年		192万円(1回)	算定基礎日額×156日分/年	
	第7級	平均賃金×560日分(1回)	給付基礎日額×131日分/年		159万円(1回)	算定基礎日額×131日分/年	
	第8級	平均賃金×450日分(1回)	給付基礎日額×503日分(1回)		65万円(1回)	算定基礎日額×503日分(1回)	
	第9級	平均賃金×350日分(1回)	給付基礎日額×391日分(1回)		50万円(1回)	算定基礎日額×391日分(1回)	
	第10級	平均賃金×270日分(1回)	給付基礎日額×302日分(1回)		39万円(1回)	算定基礎日額×302日分(1回)	
	第11級	平均賃金×200日分(1回)	給付基礎日額×223日分(1回)		29万円(1回)	算定基礎日額×223日分(1回)	
	第12級	平均賃金×140日分(1回)	給付基礎日額×156日分(1回)		20万円(1回)	算定基礎日額×156日分(1回)	
	第13級	平均賃金×90日分(1回)	給付基礎日額×101日分(1回)		14万円(1回)	算定基礎日額×101日分(1回)	
第14級	平均賃金×50日分(1回)	給付基礎日額×56日分(1回)		8万円(1回)	算定基礎日額×56日分(1回)		

## 業務災害が生じた場合における労働基準法と労災保険法の補償内容について(2)

介護が必要なとき			介護補償給付					
			介護の費用として支出した額					
			常時介護	最高限度額：165,150円				
				最低保障額：70,790円				
随時介護	最高限度額：82,580円							
	最低保障額：35,400円							
死亡したとき	遺族の数	遺族補償	遺族補償給付			遺族特別支給金	遺族特別年金	遺族特別一時金
	1人	平均賃金 × 1000日分(1回)	給付基礎日額 × 153日分/年			300万円(1回)	算定基礎日額 × 153日分/年	
	2人		給付基礎日額 × 201日分/年				算定基礎日額 × 201日分/年	
	3人		給付基礎日額 × 223日分/年				算定基礎日額 × 223日分/年	
	4人～		給付基礎日額 × 245日分/年				算定基礎日額 × 245日分/年	
	年金資格者以外		給付基礎日額 × 1000日分(1回)			300万円(1回)		算定基礎日額 × 1000日分(1回)
		葬祭料	葬祭料・葬祭給付					
	平均賃金 × 60日分(1回)	315,000円 + 給付基礎日額 × 30日分(1回) (額が給付基礎日額60日分に満たない場合は給付基礎日額60日分)						

・平均賃金・・・原則として被災前直前3カ月間の賃金総額をその期間の暦日数で除した額

・給付基礎日額・・・原則として被災前直前3カ月間の賃金総額をその期間の暦日数で除した額(最低保障額3,970円 令和元年8月1日より)

・算定基礎日額・・・原則として被災前直前1年間のボーナス等特別給与の総額を365で除した額(特別給与の総額が給付基礎日額に365を乗じて得た額の20%に相当する額を上回る場合には、20%に相当する額を年額とする。ただし年額150万円が上限額となる)

・障害補償年金差額一時金・障害特別年金差額一時金・・・障害(補償)年金の受給権者が死亡したとき、既に支給された年金額等が障害等級に応じて定められている一定額に満たない(給付基礎日額(特別年金差額一時金については算定基礎日額)の1340日分～560日分)場合に、差額を遺族に対して支給。

・遺族補償一時金・遺族特別一時金・・・遺族(補償)年金の受給権者が最後順位者まですべて失権したとき、既に受給権者であった遺族全員に対して支払われた年金額等が給付基礎日額(特別一時金については算定基礎日額)の1000日分に満たない場合に、差額を年金資格者以外の遺族に対して支給。

# 労災保険給付一覧について

保険給付の種類		支給事由	保険給付の内容	特別支給金の内容
療養補償給付 療養給付		業務災害または通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等で療養を受けるとき）。	必要な療養の給付	—
		業務災害または通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等以外で療養を受けるとき）。	必要な療養の費用の支給	—
休業補償給付 休業給付		業務災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき。	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額	（休業特別支給金） 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額
障害（補償）給付	障害補償年金 障害年金	業務災害または通勤災害による傷病が治癒（症状固定）した後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき。	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金 第1級 313日分 第5級 184日分 第2級 277日分 第6級 156日分 第3級 245日分 第7級 131日分 第4級 213日分	（障害特別支給金） 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 （障害特別年金） 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金
	障害補償一時金 障害一時金	業務災害または通勤災害による傷病が治癒（症状固定）した後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき。	障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金 第8級 503日分 第12級 156日分 第9級 391日分 第13級 101日分 第10級 302日分 第14級 56日分 第11級 223日分	（障害特別支給金） 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 （障害特別一時金） 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金
遺族（補償）給付	遺族補償年金 遺族年金	業務災害または通勤災害により死亡したとき。	遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金 1人 153日分 2人 201日分 3人 223日分 4人以上 245日分	（遺族特別支給金） 遺族の数にかかわらず、一律300万円 （遺族特別年金） 遺族の数に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金
	遺族補償一時金 遺族一時金	（1）遺族（補償）年金を受け得る遺族がないとき （2）遺族（補償）年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族（補償）年金を受け得る者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき。	給付基礎日額の1000日分の一時金 （ただし、（2）の場合は、すでに支給した年金の合計を差し引いた額）	（遺族特別支給金） 遺族の数にかかわらず、一律300万円 （遺族特別一時金） 算定基礎日額の1000日分の一時金（ただし、（2）の場合は、すでに支給した特別年金の合計額を差し引いた額）

# 労災保険給付一覧について

保険給付の種類	支給事由	保険給付の内容	特別支給金の内容
葬祭料 葬祭給付	業務災害または通勤災害により死亡した方の葬祭を行うとき。	315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額（その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分）	
傷病補償年金 傷病年金	業務災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき （1）傷病が治癒（症状固定）していないこと （2）傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分	（傷病特別支給金） 障害の程度により114万円から100万円までの一時金 （傷病特別年金） 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金
介護補償給付 介護給付	障害（補償）年金または傷病（補償）年金受給者のうち第1級の者または第2級の精神・神経の障害および胸腹部臓器の障害の者であって、現に介護を受けているとき	常時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、165,150円を上限とする）。 親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合、または支出した額が70,790円を下回る場合は70,790円。 随時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、82,580円を上限とする）。 親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合または支出した額が35,400円を下回る場合は35,400円。	
二次健康診断等給付 ※ 船員法の適用を受ける船員については対象外	事業主が行った直近の定期健康診断等（一次健康診断）において、次の（1）（2）のいずれにも該当するとき （1）血液検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲またはBMI（肥満度）の測定のすべての検査において異常の所見があると診断されていること （2）脳血管疾患または心臓疾患の症状を有していないと認められること	二次健康診断および特定保健指導の給付 （1）二次健康診断 脳血管および心臓の状態を把握するために必要な、以下の検査 ①空腹時血中脂質検査 ②空腹時血糖値検査 ③ヘモグロビンA1C検査 （一次健康診断で行った場合には行わない） ④負荷心電図検査または心エコー検査 ⑤頸部エコー検査 ⑥微量アルブミン尿検査 （一次健康診断において尿蛋白検査の所見が疑陽性（±）または弱陽性（+）である者に限り行う） （2）特定保健指導 脳・心臓疾患の発生の予防を図るため、医師等により行われる栄養指導、運動指導、生活指導	（平成31年4月1日時点）

（注1） 「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、下段は通勤災害に係るもの。

（注2） 表中の金額等は、平成31年4月1日現在のもの。

（注3） 給付基礎日額とは、原則として被災前直前3カ月間の賃金総額をその期間の暦日数で除した額（最低保障額3,970円 令和元年8月1日から）である。

# 1-3. 通勤災害の場合の給付額について

## <現行制度>

○ 通勤災害とは、労働者の通勤（※）による負傷、疾病、障害又は死亡をいう（労災保険法第7条第1項第2号）。

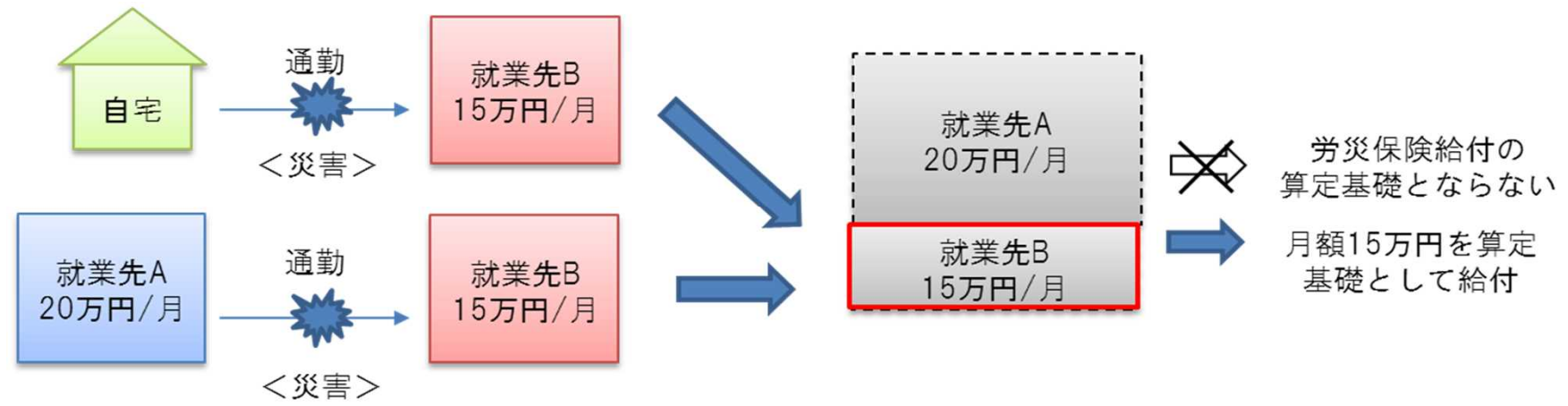
（※）通勤とは、労働者が就業に関し住居と就業の場所との間の往復等を合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除く（労災保険法第7条第2項）。

- 通勤災害については、
  - ・労働者の通勤は労務の提供と密接な関連をもった行為であること
  - ・通勤途上の災害は、今日の社会生活上ある程度普遍的かつ不可避免的に生ずる社会的な危険であり、社会的に保護すべき性格のものであること
  - ・被災労働者は経済発展の担い手として現に業務についており単なる私傷病以上に保護が必要であること

等のことから、業務災害に準じて保護すべく、昭和48年から労災保険法に基づき保険給付の対象としている。

（現行制度の具体例）

- ・複数就業者が、自宅から就業先B(賃金15万円/月)に移動している途中で通勤災害にあった場合、B事業場の給付基礎日額のみに基づいて、給付額が算定されている。
- ・複数就業者が、就業先A(賃金20万円/月)から就業先B(賃金15万円/月)に移動している途中で通勤災害にあった場合、B事業場の給付基礎日額のみに基づいて、給付額が算定されている。



## <論点>

- 通勤災害の場合も、労災保険法に基づく保険給付の対象としている趣旨を踏まえれば、業務災害の場合と同様、複数就業先の賃金を総合して給付額を算定すべきではないか。

## 1-4. 保険料負担の在り方について

### <論点>

- 災害発生事業場の属する業種の保険料率の算定については、現行と同様に、災害発生事業場の賃金に基づく保険給付額のみについて災害発生事業場の属する業種の保険料率の算定の基礎とすべきではないか。
- 非災害発生事業場の属する業種の保険料率の算定については、非災害発生事業場の賃金に基づく保険給付額について、非災害発生事業場の属する業種の保険料率の算定の基礎とするのは不適切ではないか。

### 3 算定

労災保険率は、次に掲げる方式により算定する。

#### (1) 算定の方法

##### イ 算定の基礎

算定の基礎は、過去3年間の保険給付実績等に基づいて算定する料率設定期間における保険給付費等に要する費用の予想額とする。

##### ロ 業種別の料率に係る基本的な算定方式

業務災害分の料率については、短期給付分、長期給付分に分けて、各々、次の方式により算定する。

##### (イ) 短期給付分(療養補償給付、休業補償給付等)

短期給付分については、3年間の収支が均衡する方式(「純賦課方式」)により算定する。

##### (ロ) 長期給付分(年金たる保険給付等)

長期給付分については、災害発生時点の事業主集団から、将来給付分も含め年金給付等に要する費用を全額徴収する方式(「充足賦課方式」)により算定する。

##### ハ 全業種一律賦課方式

給付等に要する費用のうち、以下に掲げる部分については、全業種一律賦課により算定する。

##### (イ) 業務災害分

a 短期給付のうち、災害発生より3年を経ている給付分

b 長期給付のうち、災害発生から7年を超えて支給開始される給付分

c 過去債務分(既裁定年金受給者に係る将来給付費用の不足額)

##### (ロ) 非業務災害分等

非業務災害分(通勤災害分及び二次健康診断等給付分)、労働福祉事業及び事務の執行に要する費用分

#### (2) 激変緩和措置等

算定された数値が増加した場合に、これに対応して労災保険率が一挙に引き上がる業種の労災保険率については、必要に応じて一定の激変緩和措置を講ずる。

さらに、産業構造の変化に伴って事業場数、労働者数の激減が生じたため、保険の収支状況が著しく悪化している業種の労災保険率については、必要に応じて一定の上限を設ける。

これらの具体的な措置については、料率改定時において、過去3年間の数理計算も踏まえて設定する。

なお、激変緩和措置等を講ずることにより財政的な影響が出る場合には、その必要な所要額については、全業種一律賦課とする。



# 労災保険率について

第79回労災保険部会資料  
(令和元年10月1日開催)

労災保険率は54業種ごとに災害率等に応じて定め、3年に1度改定。最低2.5/1,000～最高88/1,000  
(例) 金融業、保険業又は不動産業 2.5/1,000 金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業 88/1,000

## 労災保険率(全業種平均)の推移

平成元年度	10.8/1,000
	↓
平成4年度	11.2/1,000
	↓
平成7年度	9.9/1,000
	↓
平成10年度	9.4/1,000
	↓
平成13年度	8.5/1,000
	↓
平成15年度	7.4/1,000
	↓
平成18年度	7.0/1,000
	↓
平成21年度	5.4/1,000
	↓
平成24年度	4.8/1,000
	↓
平成27年度	4.7/1,000
	↓
平成30年度	<b>4.5/1,000</b>

平成30年度の労災保険率を構成する要素		労災保険率 (単位:1/1,000)
業務災害分	短期給付分 療養補償給付 休業補償給付 等	2.22
	長期給付分 年金たる保険給付等 (将来給付分は積立金として保有)	1.18
非業務災害分		0.6
社会復帰促進等事業 及び 事務の執行に要する費用分		0.9
年金積立調整費用		▲0.4

※1 業務災害分は、業種別に設定(上表は便宜上平均値を表示)。なお、短期給付のうち、災害発生より3年を経ている給付分や、長期給付のうち、災害発生から7年を超えて支給開始される給付分等については、全業種に一律で賦課。

※2 業務災害分以外は、全業種一律(通勤災害は労働者が200円負担)

※3 業務災害分で端数処理前の各業種の料率を平均していることから、上記の各料率の合計値は、端数処理後の平均とは一致しないことがある。

## 平均労災保険率について

年度	平均料率	非業務災害分	社会復帰促進等事業等分 (注1)	社復事業に充てる費用の 限度額の割合	年金積立調整分(注2)
平成元年度	10.8/1,000	1.0/1,000	1.5/1,000	15/115	1.5/1,000
平成4年度	11.2/1,000	1.0/1,000	1.5/1,000	15/115	1.5/1,000
平成7年度	9.9/1,000	1.0/1,000	1.5/1,000	18/118	1.1/1,000
平成10年度	9.4/1,000	1.0/1,000	1.5/1,000	18/118	1.0/1,000
平成13年度	8.5/1,000	1.0/1,000	1.5/1,000	22/122	0.6/1,000
平成15年度	7.4/1,000	0.9/1,000	1.5/1,000	22/122	0.1/1,000
平成18年度	7.0/1,000	0.8/1,000	1.4/1,000	20/120	0.1/1,000
平成21年度	5.4/1,000	0.6/1,000	1.1/1,000	18/118	-0.3/1,000
平成24年度	4.8/1,000	0.6/1,000	1.0/1,000	18/118	-0.5/1,000
平成27年度	4.7/1,000	0.6/1,000	0.9/1,000	18/118	-0.4/1,000
平成30年度	4.5/1,000	0.6/1,000	0.9/1,000	20/120	-0.4/1,000

(注1) 平成18年度以前は、労働福祉事業等分。

(注2) 年金積立調整分料率は、平成元年度から平成20年度までは過去債務分料率と呼ばれていた。

# 労災保険率表について

(単位：1/1,000)

(平成30年4月1日改定)

事業の種類 の分類	事業の種類	労災保険 率	事業の種類 の分類	事業の種類	労災保険 率	事業の種類 の分類	事業の種類	労災保険率	
林業	林業	60	製造業	ガラス又はセメント製造業	6	運輸業	交通運輸事業	4	
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18		コンクリート製造業	13		貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	9	
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38		陶磁器製品製造業	18		港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9	
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88		その他の窯業又は土石製品製造業	26		港湾荷役業	13	
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16		金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	
	原油又は天然ガス鉱業	2.5		非鉄金属精錬業	7		その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	13
	採石業	49		金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5.5	清掃、火葬又はと畜の事業		13	
	その他の鉱業	26		鋳物業	16	ビルメンテナンス業		5.5	
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	62		金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	10	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業		6.5	
	道路新設事業	11		洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5	通信業、放送業、新聞業又は出版業		2.5	
	舗装工事業	9		めつき業	7	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業		3	
	鉄道又は軌道新設事業	9		機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5	金融業、保険業又は不動産業		2.5	
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5		電気機械器具製造業	2.5	その他の各種事業		3	
	既設建築物設備工事業	12		輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4	船舶所有者の事業		船舶所有者の事業	47
	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5		船舶製造又は修理業	23				
	その他の建設事業	15		計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5				
製造業	食料品製造業	6		貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5				
	繊維工業又は繊維製品製造業	4		その他の製造業	6.5				
	木材又は木製品製造業	14							
	パルプ又は紙製造業	6.5							
	印刷又は製本業	3.5							
	化学工業	4.5							

# 特別加入保険料率表について

## 第二種特別加入保険料率表

(単位：1/1,000)

(平成30年4月1日改定)

事業又は作業の種類	第二種特別加入保険料率
労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者）	12
労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	18
労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	45
労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52
労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	7
労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14
労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業（船員法第一条に規定する船員が行う事業）	48
労災保険法施行規則第46条の18第1号口の作業（指定農業機械作業従事者）	3
労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3
労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又は口の作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	15
労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	6
労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17
労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	3
労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18
労災保険法施行規則第46条の18第2号口の作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3
労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9
労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	3
労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事者）	5

## 第三種特別加入保険料率表

(単位：1/1,000)

(平成30年4月1日改定)

対象	第三種特別加入保険料率
海外で行われる事業に派遣される労働者等	3

## 1-5. 労災保険率が極力引き上げられないようにするための対策について

### <現行制度>

- 労災保険では、積立金の財政融資資金への預託による利子収入も、将来にわたって長期間の給付を行う年金給付（傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金）の財源に充てることのできる等の理由により、積立金を保有している（平成30年度末時点の積立金累計額は7兆8,670億円）。
- 労災保険率については、新規に発生した年金受給者に対して将来にわたり年金を給付する必要があることから、将来にわたって財政均衡を保つことができるように設定しており、原則3年ごとに改定している。
- 社会復帰促進等事業及び労災保険事業の事務の執行に要する費用に充てるべき額は、労災保険事業の適正な運営に資するため保険料収入等の一定率等を超えてはならないこととされている。

### <論点>

- 非災害発生事業場の賃金額も加味して給付する場合、労災保険率が極力引き上げられないようにするためには、どのような措置をとる必要があるか。

# 労災保険の経済概況について

(単位：億円)

区 分	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (予算)	令和2年度 (要求)
①収入	12,237	12,177	11,705	12,106	12,562
うち保険料収納額	8,717	8,686	8,249	8,754	9,291
うち利子収入	1,305	1,286	1,256	1,214	1,119
うち前年度より受入 (支払備金等)	1,981	1,980	1,989	1,934	1,956
②支出	11,914	11,999	12,151	12,893	12,781
うち保険給付費等	8,312	8,317	8,396	8,789	8,606
うち社会復帰促進等 事業費	607	642	662	854	904
うち翌年度への繰越 額(支払備金等)	1,980	1,989	1,977	1,956	1,956
決算上の収支	323	178	△446	△787	△220
積立金累計額	78,938	79,117	78,670	77,883	77,663

(注1) 労災保険の積立金は、既裁定の労災年金受給者への将来の年金給付費用に充てる原資となる確定的な債務(責任準備金)に対応するものとして積み立てているものである。

(注2) 令和元年度(予算)及び令和2年度(要求)の「②支出 うち翌年度への繰越額(支払備金等)」については、各年度の決算終了後に確定するため、現時点では令和2年度(要求)における「①収入 うち前年度より受入(支払備金等)」と同額となると仮定して当該金額を計上している。

(注3) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

# 労災保険積立金について

## 積立金の性格

- 労災保険には、将来にわたって長期間の給付を行う年金給付（傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金）があり、そのための原資を積立金として保有。
- 年金給付に必要な額をあらかじめ積立金として保有することの利点。
  - ①積立金の財政融資資金への預託による利子収入を、年金給付の財源に充てることができる。
  - ②過去の災害に起因する年金給付を、他の業種や、他の算定期間（3年間）の保険率にシワ寄せせずに済むことにより、保険料負担の公平が図られる。
  - ③事業主の災害防止活動等により災害が減ると、減った分に応じて保険料負担を減らすこと（保険料率の引き下げ）ができる。

## 積立金の規模

○平成30年度末の積立金累計額：7兆8,670億円

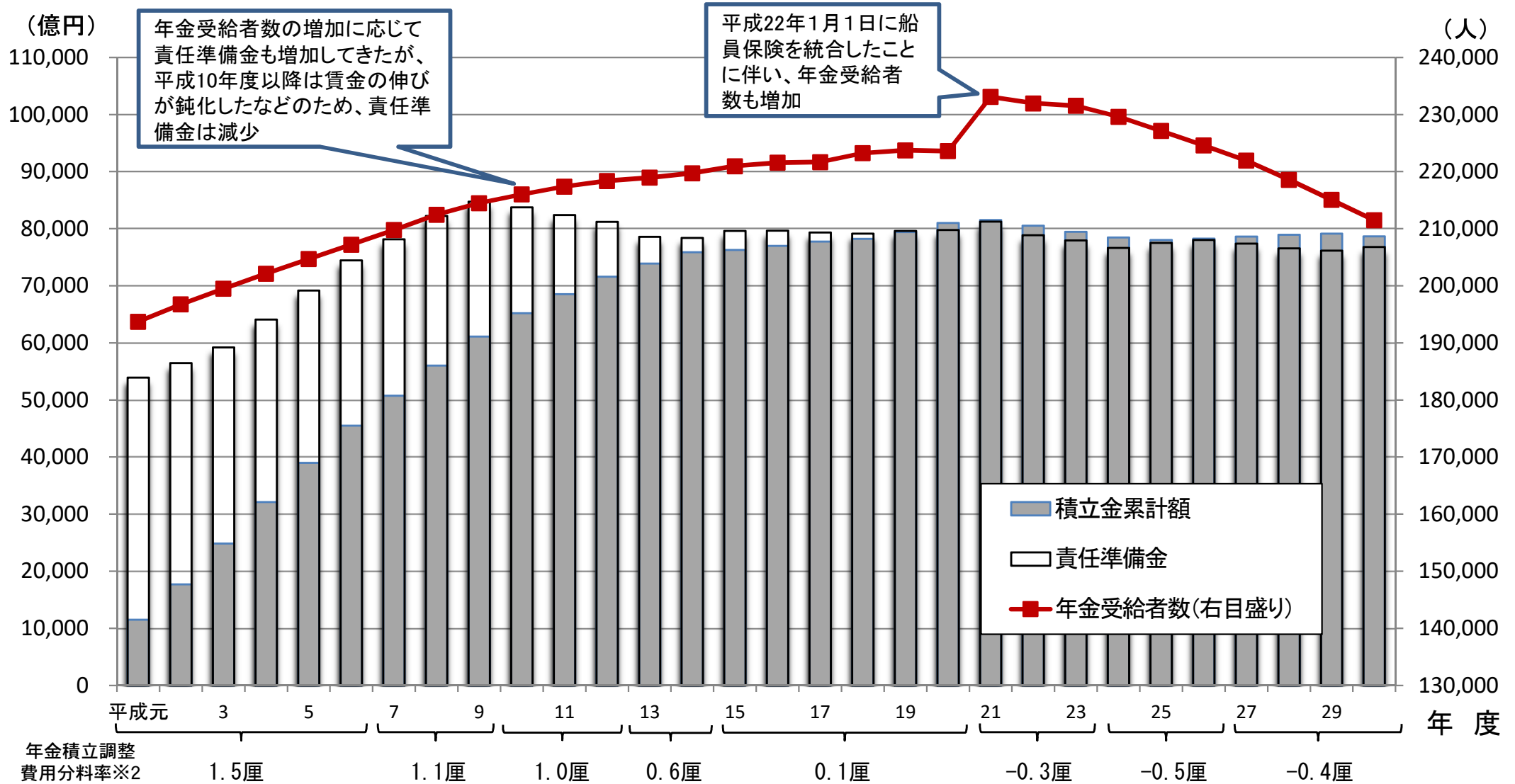
### 【参考】

平成30年度末における責任準備金の額は7兆6,776億円であり、労災保険においては、責任準備金の額にほぼ見合った積立金を保有している。

※ 責任準備金の額は、平成30年度末において現に年金給付を受けている被災者又は遺族に対し、将来支払うこととなる年金給付総額の現在価値を、保険数理に基づいて算出したものである。

→ 確定的な給付債務

# 積立金累計額・責任準備金<sup>※1</sup>額及び年金受給者の推移について



年金積立調整  
費用分料率<sup>※2</sup>

1.5厘

1.1厘

1.0厘

0.6厘

0.1厘

-0.3厘

-0.5厘

-0.4厘

※1 責任準備金は、各年度において数理計算に基づき算定。

※2 責任準備金を充足させるため、平成元年度から全業種一律に上乗せして労災保険率を設定。

- ・平成20年度までに積立不足を解消。

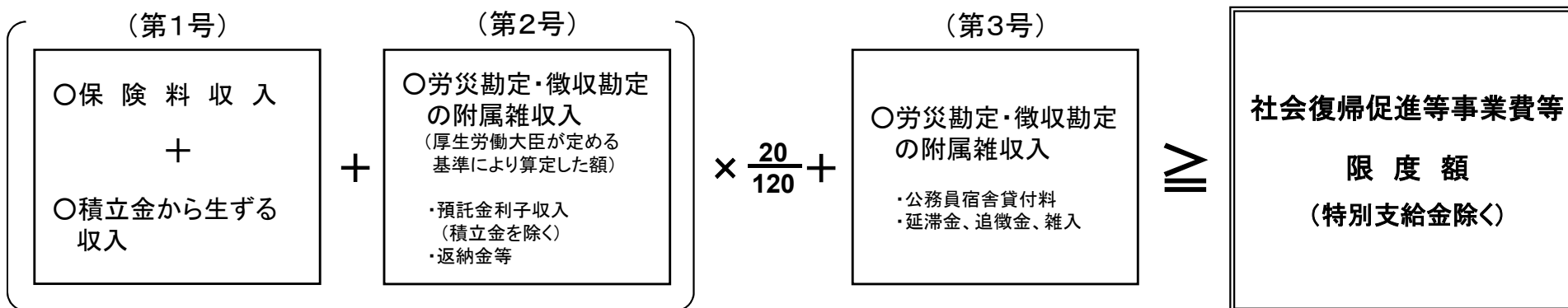
- ・平成21年度以降は、労災保険率を割り引い（積立金の一部を取り崩し）て設定。

- ・平成30～令和2年度についても、労災保険率を割り引い（積立金の一部を取り崩し）て設定（-0.4厘）。



# 【参考】社会復帰促進等事業等に要する費用について

## ○社会復帰促進等事業及び事務費に充てるべき限度額(労働者災害補償保険法施行規則第43条)



## ○社会復帰促進等事業費等の推移

	第1号			第2号			第3号			社会復帰促進等事業費等限度額	社会復帰促進等事業費等所要額	限度額に対する所要額の割合(%)
	保険料収入	積立金から生ずる収入	計	預託金利子収入	返納金等	計	公務員宿舍貸付料	延滞金追徴金雑入	計			
令和元年度予算額	875,366	121,438	<b>996,804</b>	5	15,155	<b>15,160</b>	38	5,023	<b>5,061</b>	173,722	160,147	92.19
令和2年度要求額	929,070	111,884	<b>1,040,954</b>	1	14,628	<b>14,629</b>	37	4,913	<b>4,950</b>	180,880	166,681	92.15

4.5/  
1,000

# 【参考】賃金額の合算をした場合の財政影響（粗いイメージ）

第75回労災保険部会資料  
(令和元年5月16日開催)

影響額：＋ 年約120億円

料率変動：＋  $\frac{0.07}{1000}$

## 【試算の前提について】

- 平成30年度の料率改定において賃金額の合算を措置していた場合について試算。
- 平成29年就業構造基本調査による副業している者の割合（2.2%）を踏まえて、副業のある者の収入が副業により一律副業なしの雇用者の収入まで引き上がるという仮定を置いて試算を行ったもの。

### （留意点）

- ・ 副業の賃金額を合算する前の段階で既に年齢階層別の最高限度額による調整が機能している場合があり、そのような場合には賃金額を合算しても給付額は増加しないが、試算においては、最高限度額が適用される割合を考慮したものではない。
- ・ 副業の賃金額を合算する前の段階で、年齢階層別最低限度額や自動変更対象額による調整が機能している場合があり、そのような場合には、賃金額を合算した場合の影響は大きくないが、試算においては、最低限度額や自動変更対象額が適用される割合を考慮したものではない。

## 2. 複数就業者の全就業先での業務上の負荷を総合的に評価することについて

## 2-1. 仮に全就業先での業務上の負荷を総合的に評価して労災認定することとした場合の認定方法の在り方について(労働時間、心理的負荷関係)

### <現行制度>

- 認定基準は、業務による負傷、疾病、障害又は死亡の原因となる過重負荷について定めたものであり、事業場が一か複数かは直接関係なく定められているものである。
  - ・ 脳・心臓疾患の認定基準は、労働者の睡眠時間を考慮して、「発症前1か月間におおむね100時間」ないし「発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間」を超える時間外労働数という労働時間の基準を定めているところ。
  - ・ 精神障害の認定基準は、出来事に着目して、労働者に与える業務上の心理的負荷を判断するものとなっているところ。
- このため、労働者に対する複数の事業場の業務上の負荷を総合的に判断するという観点から、同一事業主に雇用され複数事業場で使用されている場合や、同一の派遣元から複数の派遣先に労働者派遣されている場合であっても、各事業場での労働時間や心理的負荷を総合的に判断している。
- この点について、今回医学専門家の意見を聴いたところ、「心理的負荷の強度としては、単一事業場で受けた場合と複数就業先で受けた場合とで異なるということはない。」という意見をいただいたところである。

## <論点>

- 現行でも、脳・心臓疾患や精神障害については、複数就業先での過重負荷又は心理的負荷があったことの申立があった場合、監督署がそれぞれの事業場での労働時間や具体的出来事を調査しており、各就業先での業務上の負荷を総合して認定する場合であっても、調査方法自体は特段変更しなくてもよいのではないか。
- 複数就業先の業務上の負荷を総合して労災認定する場合については、基本的には、労働者への過重負荷について定めた現行の認定基準の枠組みにより対応していくこととなるが、その際には、脳・心臓疾患や精神障害の認定基準について、医学等の専門家の意見を聴いた上で、運用を開始していくべきではないか。

# (参考) 専門医への複数就業者の労災認定に係る聴取内容

## 聴取した専門医

氏名：黒木宣夫先生

(略歴)

昭和51年 東邦大学医学部卒業、昭和60年 愛誠病院精神科医長、昭和62年 東京労災病院精神神経科部長等を経て平成3年 東邦大学医療センター佐倉病院精神神経医学研究室准教授、19年より同研究室教授、24年より同病院副院長、28年3月退職し、同年4月より東邦大学名誉教授、勝田台メディカルクリニック院長

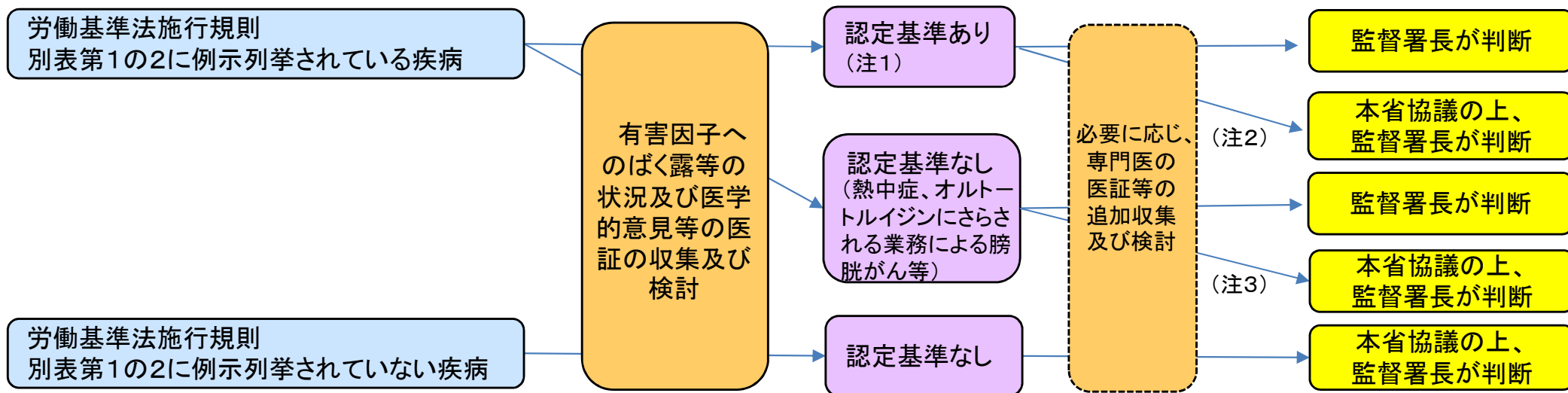
(役職)

日本産業精神保健学会理事長	日本精神科産業医協会共同代表理事
日本職業災害学会評議員	千葉県産業メンタルヘルス研究会会長
東京労働局地方労災医員	地方公務員災害補償基金専門医
労災補償指導医	

## 聴取内容

- 単一・複数の就業先にかかわらず、それぞれの出来事の心理的負荷は、客観的な心理的負荷評価表の基準に照らし合わせて慎重に判断する必要があり、その上で、当人がどんな状況に追い込まれたかを検討する必要がある。
- 主たる事業場と副業の事業場があった場合、個別の事例ごとに判断する必要があるが、心理的負荷の強度としては、単一事業場で受けた場合と複数就業先で受けた場合とで異なるということはない。

- 労災認定は、原則として、労働基準監督署において、個別事案ごとに可否を判断。
- 労働者に発症した疾病については、被災労働者の有害因子へのばく露の程度等と発症の経過、病態及び医学的意見等の医証を総合的に検討し、労災認定の可否を判断している。  
ただし、特定の疾病や判断が難しい事例などは、本省に協議を行った上で、労災認定の可否を判断することとされている。
- 認定基準とは、業務上の疾病（労働基準法施行規則別表第1の2に掲げる疾病）の発症条件（有害因子、ばく露条件、症状及び発症経過等）等を通達の形で補足したものであり、この基準の要件に該当するものについては、原則として業務上疾病と認定される。



(注1)

- ・ 血管病変等を著しく増悪させる業務による「脳・心臓疾患」
- ・ 心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による「精神障害」
- ・ 石綿による疾病(石綿肺、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水)
- ・ 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病  
(非災害性腰痛、振動障害、上肢障害)
- ・ 化学物質等による疾病(芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体による疾病等)
- ・ 物理的因子による疾病(電離放射線障害、騒音性難聴) 等

(注2)

- ・ 特定の疾病(例えば、電離放射線に係る白血病や石綿による良性石綿胸水については、本省に協議することとされている。)
- ・ 認定基準において一部要件を満たさない場合に協議を求めているもの(例えば、石綿による肺がんであって、胸膜プラーク所見は認められるものの石綿ばく露作業への従事期間が10年未満である場合には、本省に協議することとされている。)
- ・ 判断が難しい事例(例えば、請求傷病名が脳・心臓疾患の認定基準の対象疾病以外のもの場合には、本省に協議することとされている。)

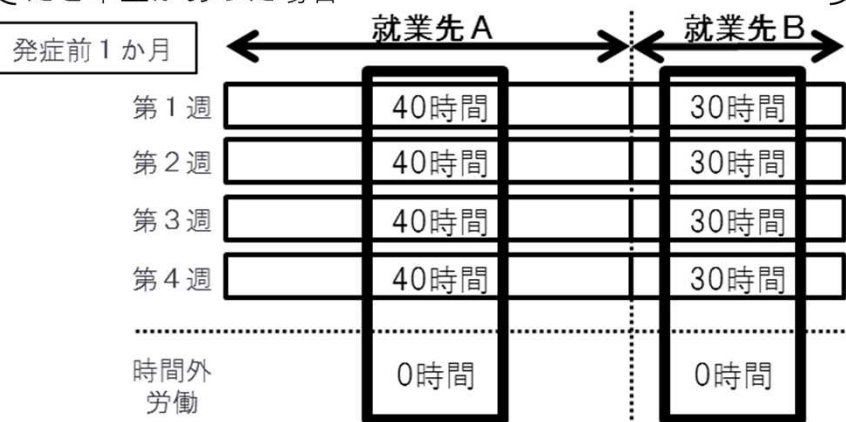
(注3)

- ・ 特定の疾病(例えば、オルトートルイジンにさらされる業務による膀胱がんについては、本省に協議することとされている。)

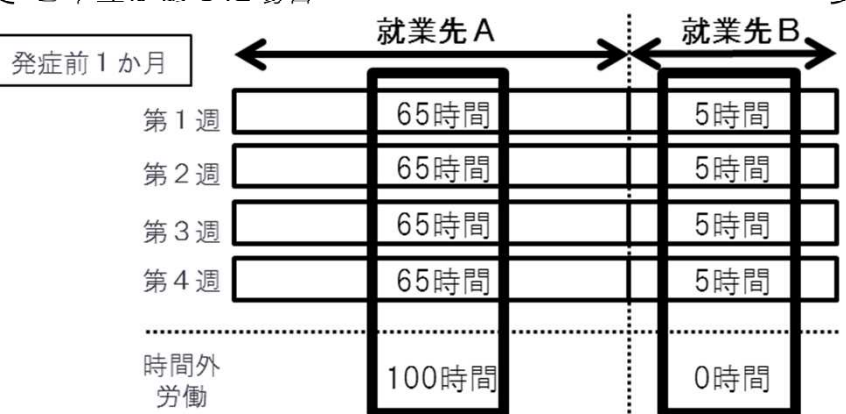
<考え方>

- ▶ 脳・心臓疾患事案において、被災労働者が複数の事業場に属し、それぞれから指揮命令を受けるような場合について、原則としては、それぞれの事業場における業務に係る過重負荷の調査を行い、どの事業場における業務による過重負荷と疾病の発症との間に相当因果関係が認められるかどうかを評価の上、労災認定の可否の判断を行う。なお、精神障害事案についても、時間外労働時間数の評価が必要な事案における考え方は同様。

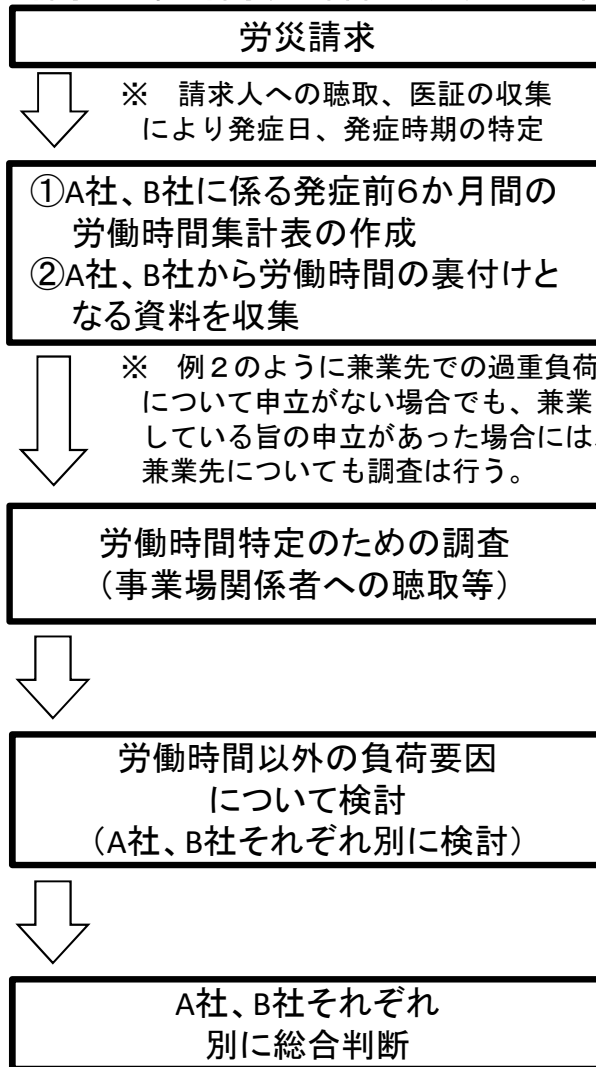
【例1】業務により脳・心臓疾患を発症したとして労災請求を行った労働者から、就業先A・Bを兼業し、就業先Aで週40時間、就業先Bで週30時間の業務に従事したと申立があった場合



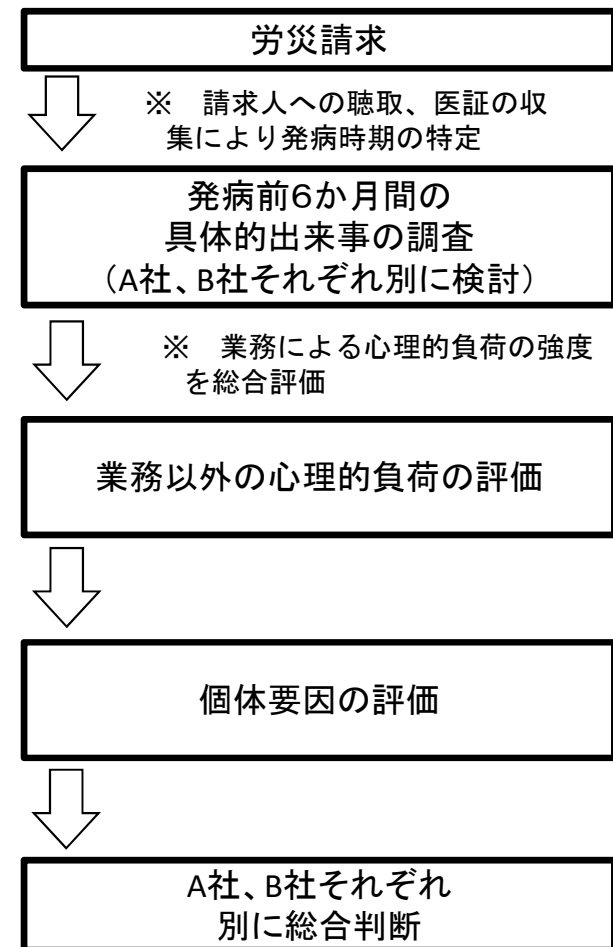
【例2】業務により脳・心臓疾患を発症したとして労災請求を行った労働者から、就業先A・Bを兼業しているが、就業先Aで週65時間の業務に従事したことが原因と申立があった場合



<時間外労働時間数の評価が必要な事案>

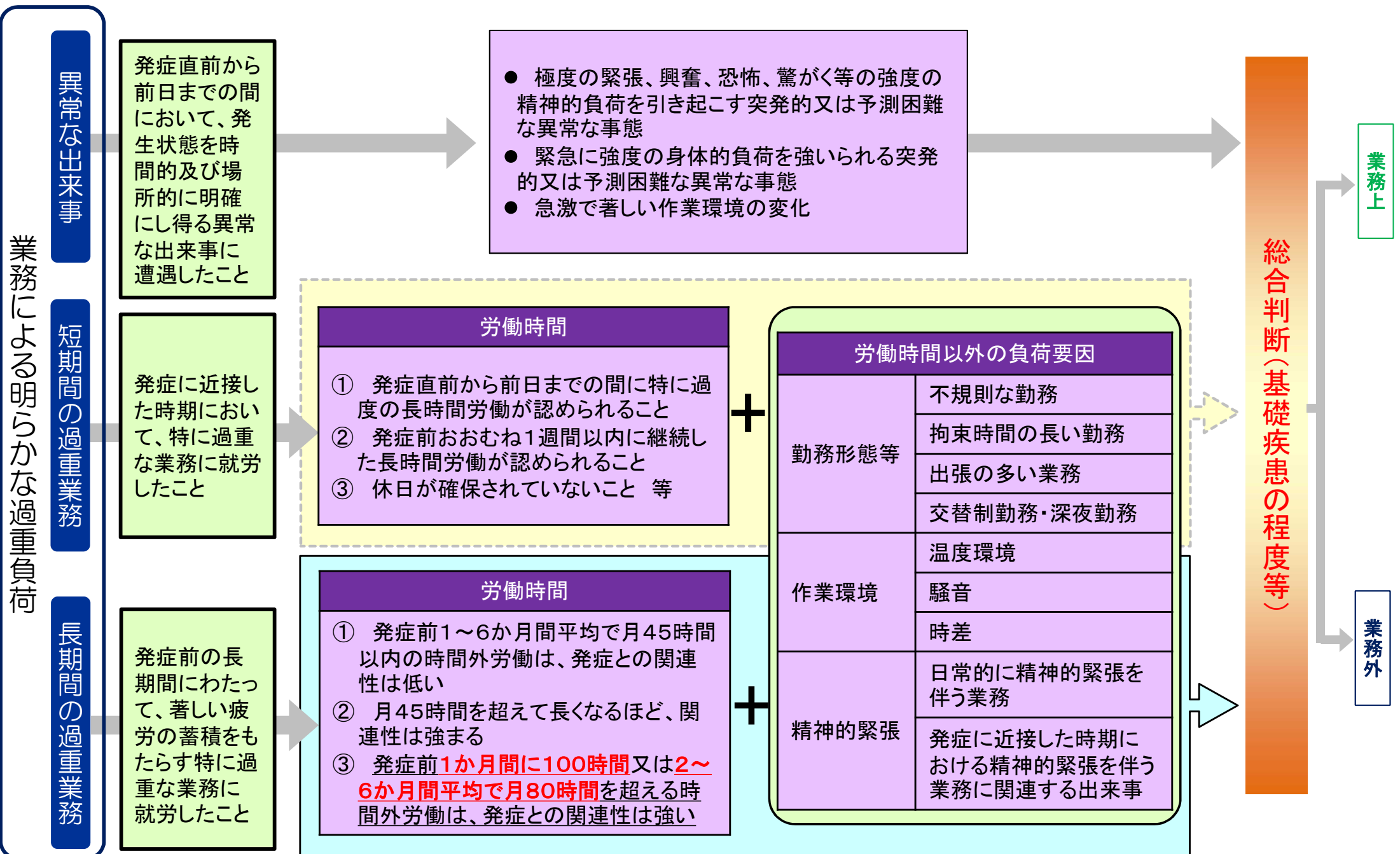


<精神障害事案で時間外労働時間以外の心理的負荷の評価が必要な事案>



※時間外労働時間数は、1週間当たり40時間を超えて労働した時間数





※複数就業が確認された場合であっても、1の事業場における業務における過重負荷を評価。

1 対象疾病に該当する精神障害を発病している

2 業務による心理的負荷の評価

※「業務による心理的負荷評価表」に基づき評価

(1) 特別な出来事に該当する出来事がある場合（心理的負荷が極度のもの）例：発症直前の1か月におおむね160時間以上の時間外労働を行った場合等

(2) 特別な出来事に該当する出来事がない場合

- ① 「出来事」の平均的な心理的負荷の強度の判定
- ② 当該事案における「出来事」及び「出来事後の状況」を考慮した心理的負荷の強度の総合評価
- ③ 出来事が複数ある場合の心理的負荷の強度の全体評価
  - ・ いずれかの出来事が「強」
    - 全体評価も「強」
  - ・ 単独では「強」とならないが、複数の出来事が関連して生じている場合
    - 全体を一つの出来事として評価（最初の出来事を心理的負荷表に当てはめ、関連して生じた各出来事は出来事後の状況とみなし、後発の出来事の内容・程度により全体を評価）
  - ・ 単独では「強」とならない一つの出来事のほかに、それとは関連しない他の出来事が生じている場合
    - 「中」が複数＝「中」又は「強」、「中」が一つと「弱」が複数＝「中」、「弱」が複数＝「弱」

※「強」になる場合の具体例

- 具体的出来事「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」の例
  - ・ 発症直前の2か月間連続して1月当たりおおむね120時間以上の時間外労働を行った場合
  - ・ 発症直前の3か月間連続して1月当たりおおむね100時間以上の時間外労働を行った場合
- 具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」の例
  - ・ 部下に対する上司の言動が、業務指導の範囲を逸脱しており、その中に人格や人間性を否定するような言動が含まれ、かつ、これが執拗に行われた場合 等

弱

中

強

業務外

3- (1) 業務以外の心理的負荷の評価

※「業務以外の心理的負荷評価表」に基づき評価

強度Ⅲに該当する出来事が認められない

強度Ⅲに該当する出来事が認められる

かつ

または

3- (2) 個体側要因の評価

個体側要因がない

個体側要因がある

業務上

業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したのかを判断

業務外

※複数就業が確認された場合であっても、1の事業場における業務における心理的負荷を評価。

## 2-2. 仮に全就業先での業務上の負荷を総合的に評価して労災認定することとした場合の給付額の在り方について

### <論点>

- 一の就業先における業務上の負荷によって労災認定できるような場合に、非災害発生事業場の賃金額も加味して給付額を決めるのであれば、複数就業先での業務上の負荷を総合的に評価して労災認定する場合の給付額も、基本的には複数事業場の賃金額を総合して算定するべきではないか。
- なお、その場合も自動変更対象額や年齢階層別の最高・最低限度額については、取扱いを変える必要はないのではないか。

### 3. 特別加入制度のあり方について②

## 3-1. 特別加入制度の範囲や運用方法について

### <現行制度>

- 特別加入制度の実施については、制度創設時の答申(昭和40年10月20日)において、「あくまで慎重を期する必要がある」とされている。

【参考】特別加入制度創設時の労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱(案)についての答申(別紙)(労働者災害補償保険審議会 S40. 10. 20)

標記要綱(案)については、本年9月22日及び10月15日開催の会議に於いて慎重に審議した結果、次のような基本的考え方を前提として、これを了承する。

- 1 労災保険事務組合については、中小企業団体の実情を十分考慮し、特に団体の責任体制の確保に努めつつ、その普及を図ることとすべきである。
- 2 特別加入については、業務の実態、災害の発生状況等から、労働基準法の適用労働者に準じて保護すべき者に対し、特例として労災保険の適用を及ぼすのが制度の趣旨であるので、その実施に当っては、いやしくも労災保険本来の建前を逸脱し、あるいは制度全体の運営に支障を生ずることのないよう、あくまで慎重を期する必要がある。

かかる見地から、特別加入者の範囲については、業務の危険度ないしその事業の災害率に照らし、特に保護の必要性の高いものについて考慮するとともに、特別加入者の従事する業務の範囲が明確でないし特定性をもち保険業務の技術的な処理の適確を期しうるかどうかを十分に検討すべきであり、また将来全面適用となるべき労働者についての保険加入の促進にも資するよう配慮する必要がある。

特に農業従事者の特別加入については、その業態の特殊性、他の業務との均衡等の問題、災害発生状況ないし保険数理上の基礎データの未整備の現状からみて、時期尚早のきらいがあり、殊に、農業労働者に対し完全適用もされていない現状において自営農業者に対する適用を進めること自体、労災保険制度の趣旨、制度運営の基本的態度として問題がある。この際、ある程度の加入を認めるとしても、以上の見地から、危険度の最も高く、重度の傷害を起すおそれがあると認められる種類の機械による作業を対象として必要最小限に止めることとし、将来の方策については、あらためて根本的な検討を加えたうえ、方針を策定すべきである。

## <論点>

○ 現在、働き方が多様化し、複数就業者数が増加するとともに、労働者以外の働き方で副業している者も一定数存在する。

また、特別加入制度創設時の昭和40年当時にはなかった新たな仕事（例えばIT関係など）が創設されるとともに、様々な科学技術の成果が、我々の生活の中に急速に浸透している。

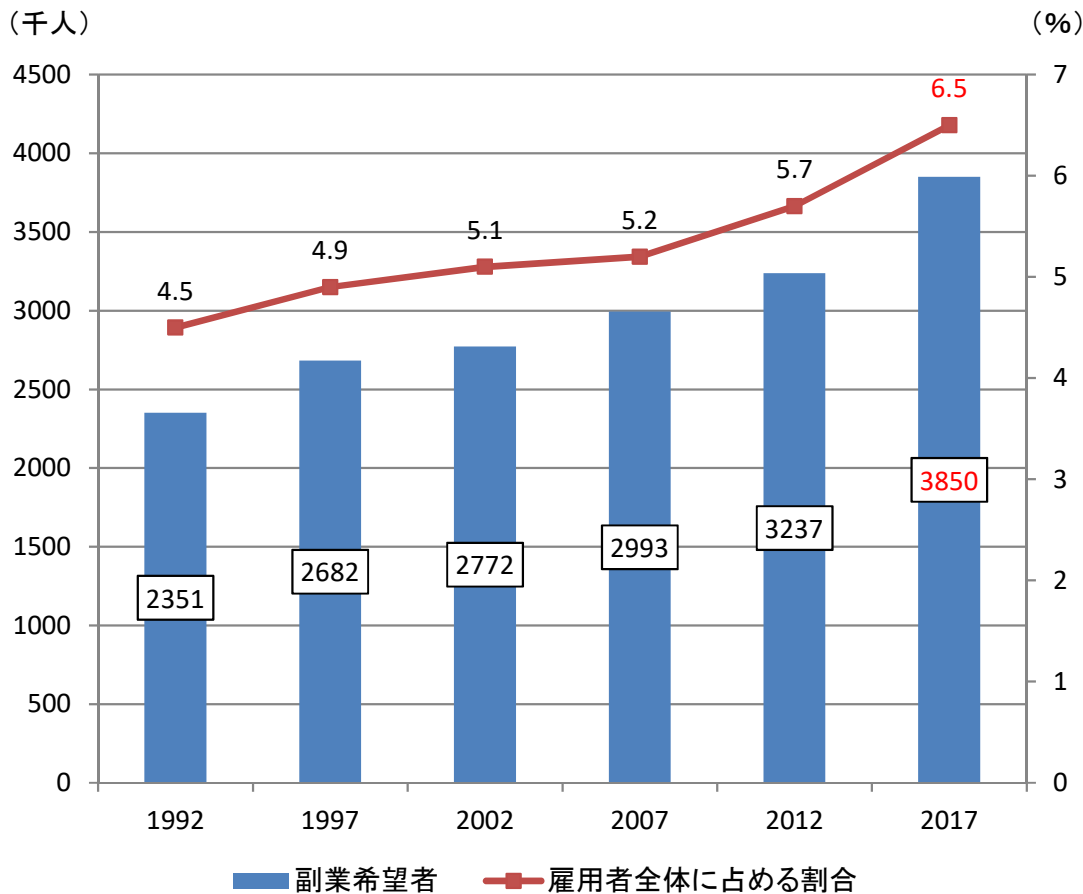
このような社会経済情勢の変化をうけ、特別加入の対象範囲や運用方法等について、現代に合った制度となるよう見直しを行う必要があるのではないか。

# 副業・兼業の現状（働き手側①）

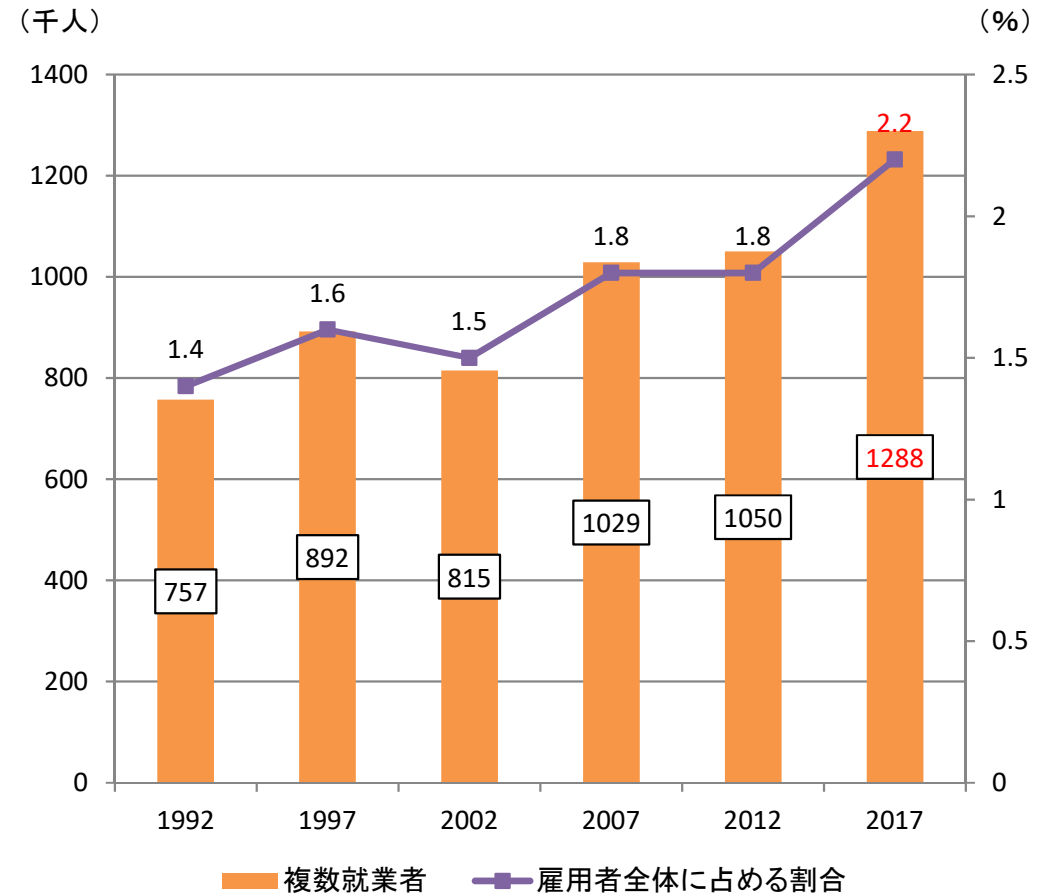
第72回労災保険部会資料  
(平成30年11月12日開催)

- 副業を希望する雇用者は、増加傾向。
- 本業も副業も雇用者である者は、増加傾向。

＜副業を希望している雇用者数の変化＞



＜副業者数（雇用×雇用）の変化＞



(出典) 総務省「就業構造基本調査」

※同調査における「雇用者」には、「会社などの役員(会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者)」も含まれている。

# 本業が雇用（労働者）、副業が非雇用である者における男女別の本業の就業形態について

第78回労災保険部会資料  
(令和元年8月8日開催)

		労働者数(単位：人)							構成比(単位：%)						
		総数	会社などの役員	正規の職員・従業員	パート	アルバイト	労働者派遣事業所の派遣社員	契約社員	総数	会社などの役員	正規の職員・従業員	パート	アルバイト	労働者派遣事業所の派遣社員	契約社員
平成14年	男	774,200	97,000	496,400	27,500	54,900	3,500	58,400	100.0	12.5	64.1	3.6	7.1	0.5	7.5
	女	390,300	25,500	96,900	174,000	43,400	7,100	27,100	100.0	6.5	24.8	44.6	11.1	1.8	6.9
	計(※)	1,164,500	122,600	593,400	201,500	98,200	10,600	85,500	100.0	10.5	51.0	17.3	8.4	0.9	7.3
平成19年	男	691,800	100,800	409,200	33,800	49,800	13,000	34,900	100.0	14.6	59.2	4.9	7.2	1.9	5.0
	女	361,200	24,200	83,600	165,600	36,100	10,000	18,400	100.0	6.7	23.1	45.8	10.0	2.8	5.1
	計(※)	1,053,000	125,000	492,800	199,300	85,800	22,900	53,300	100.0	11.9	46.8	18.9	8.1	2.2	5.1
平成24年	男	537,900	77,900	281,000	32,600	45,000	12,800	39,800	100.0	14.5	52.2	6.1	8.4	2.4	7.4
	女	327,800	20,300	58,700	154,400	35,000	12,200	18,200	100.0	6.2	17.9	47.1	10.7	3.7	5.6
	計(※)	865,600	98,200	339,600	187,100	79,900	25,100	58,000	100.0	11.3	39.2	21.6	9.2	2.9	6.7
平成29年	男	522,600	72,400	268,000	35,200	48,700	13,900	40,900	100.0	13.9	51.3	6.7	9.3	2.7	7.8
	女	348,800	23,300	66,400	158,300	38,900	17,400	23,300	100.0	6.7	19.0	45.4	11.2	5.0	6.7
	計(※)	871,400	95,700	334,300	193,500	87,600	31,400	64,300	100.0	11.0	38.4	22.2	10.1	3.6	7.4

※ 就業形態について「嘱託」及び「その他」を記載していないことから各就業形態数の合計と計欄は一致しない。

出典：総務省統計局「就業構造基本調査」



○中小事業主等 事業主数 … 65万 953人  
家族従事者数 … 43万9,030人

	事業主数	家族従事者数
林業	1,993人	761人
漁業	1,601人	1,072人
鉱業	283人	300人
建設事業	317,241人	122,918人
製造業	99,976人	101,640人
運輸業	10,682人	9,671人
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	154人	205人
その他の事業	217,961人	201,579人
船舶所有者の事業	1,062人	884人

○一人親方等 加入者数 … 56万9,918人  
団体数 … 3,511団体

個人タクシー・個人貨物運送業者	178団体	9,311人
建設業の一人親方	3,091団体	556,634人
漁船による自営漁業者	67団体	1,539人
林業の一人親方	108団体	1,704人
医薬品の配置販売業者	16団体	178人
再生資源取扱業者	22団体	450人
船員法第1条に規定する船員	29団体	102人

○特定作業従事者 加入者数 … 11万2,499人  
団体数 … 1,359団体

農作業従事者		
特定農作業従事者	444団体	68,059人
指定農業機械作業従事者	416団体	30,709人
訓練従事者		
職場適応訓練従事者	53団体	342人
事業主団体等委託訓練従事者	108団体	10,035人
家内労働者		
金属等の加工の作業	31団体	329人
洋食器・刃物等の加工の作業	6団体	25人
履物等の加工の作業	5団体	65人
陶磁器製造の作業	1団体	0人
動力機械による作業	12団体	62人
仏壇・食器の加工の作業	0団体	0人
労働組合等常勤役員	13団体	86人
介護作業従事者	270団体	2,787人

○海外派遣者 加入者数 … 9万8,774人  
事業場数 … 1万 492事業場

技術協力(JICA等)	79事業場	4,282人
労働者	7,968事業場	88,124人
代表者等	2,445事業場	6,368人

特別加入者数 合計:187万1,174人  
(いずれも平成29年度末時点)

## 1 趣旨

労災保険は、労働者の労働災害に対する保護を主目的とするものであり、労働基準法上の労働者でない者については対象外とされている。特別加入とは、業務の実態、災害の発生状況等からみて労働者に準じて労災保険により保護するにふさわしい者について、特に労災保険の加入を認める制度。

## 2 特別加入の対象範囲

- 特別加入の対象範囲は、下記の条件を考慮して定められている。
  - ① 業務の実態や災害の発生状況からみて労働者に準じて保護するにふさわしい者であること。
  - ② 業務の範囲が明確に特定でき、業務災害の認定等が保険技術的に可能であること。
- 特別加入を認めるにあたっては、民業圧迫につながらないように留意する必要がある。  
また、逆選択が生じないように危険防止措置の徹底等を図ることが不可欠。

## 3 特別加入の種類（労災保険法第33条）

- ① 中小事業主及びその事業に従事する労働者以外の者（役員等）
- ② 労働者を使用しないで次の事業を行う一人親方その他の自営業者及びその者が行う事業に従事する労働者以外の者（家族従事者等）
- ③ 特定作業従事者
- ④ 海外派遣者

※詳細は次頁以降

## 4 保険料率（徴収法第13条～第14条の2）

- ① : 当該事業に適用される労災保険率と同一の率
- ②～④: 同種・類似の事業又は作業を行う事業についての災害率等を考慮して定める率

## 5 給付基礎日額（労災則第46条の20、第46条の24及び第46条の25の3）

3,500円～25,000円までの16段階のうち希望額を徴し、都道府県労働局長が決定した額

## 6 特別加入の対象者・特別加入の手続等

## &lt;中小事業主及びその事業に従事する労働者以外の者(役員等)&gt;

## ○ 特別加入者の範囲

- ・ 中小事業主等として認められる企業規模（労災則第46条の16）

業種	労働者数
金融業・保険業・不動産業・小売業	50人以下
卸売業・サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

- ・ 中小事業主が行う事業に従事する者

事業に従事する者とは、労働者以外の者で事業に常態として従事する者を予定したもの。事業主が法人である場合にあっては、代表者以外の役員のうち、労働者に該当しないものも、これに含まれる。

## ○ 加入の一般的要件（労災保険法第33条及び第34条）

- ① 雇用する労働者について保険関係が成立していること
- ② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

※事務組合の要件についてはp 24 参照。

## ○ 加入の要件を満たす場合には、中小事業主が2以上の事業について特別加入することができる。（通達：S40.11.1基発第1454号）

同一の中小事業主が2つ以上の事業の事業主となっている場合、1つの事業の中小事業主として特別加入の承認を受けていても、他の事業の業務により被災した場合は、保険給付を受けることができない。（労災保険法第34条1項の解釈（通達：H23.3.25基労発0325第1号））

## ○ 中小事業主等の特別加入に当たっては、当該事業場の労働者の適正加入及び労働保険料の適正徴収を担保するため、法律上、労働保険事務組合への事務処理の委託を特別加入の要件としている。（労災保険法第33条）

＜労働者を使用しないで次の事業を行う一人親方その他の自営業者及びその者が行う事業に従事する労働者以外の者(家族従事者等)＞

○特別加入者の範囲（労災則第46条の17）

- ・自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業
- ・土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業
- ・漁船による水産動植物の採捕の事業
- ・林業の事業 ・医薬品の配置販売の事業
- ・再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業
- ・船員法第一条に規定する船員が行う事業

を労働者を使用しないで行うことを常態とする者。

○ 一人親方等の特別加入については、一人親方等の団体（特別加入団体）が、その構成員又はその構成員の行う事業に従事する者の業務災害及び通勤災害に関して労災保険の適用を受けることについての申請をし、政府の承認を得た場合、労災保険の適用上、特別加入団体を事業主、一人親方等を労働者とみなすこととされている。（労災保険法第35条）

＜特定作業従事者＞

○特別加入者の範囲（労災則第46条の18）

- ・一定規模の農業の事業場において一定の危険有害な農作業に従事する者
- ・特定の農業機械を用いて一定範囲の農作業を行う者
- ・国、地方公共団体が実施する職場適応訓練又は事業主団体等委託訓練として行われる作業に従事する者
- ・危険有害な作業に従事する家内労働者等
- ・労働組合等常勤役員
- ・介護作業従事者及び家事支援従事者

○ 特定作業従事者の特別加入についても、特定作業従事者の団体（特別加入団体）が、その構成員又はその構成員の行う事業に従事する者の業務災害及び通勤災害に関して労災保険の適用を受けることについての申請をし、政府の承認を得た場合、労災保険の適用上、特別加入団体を事業主、特定作業従事者を労働者とみなすこととされている。（労災保険法第35条）

※「特別加入団体」の要件についてはp 25参照。

## ＜海外派遣者＞

## ○ 特別加入者の範囲（労災保険法第33条）

- ・ 日本国内の事業主から、海外で行われる事業に労働者として派遣される者
- ・ 日本国内の事業主から、海外にある中小規模の事業（※）に事業主等（労働者ではない立場）として派遣される者
- ・ 独立行政法人国際協力機構など開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除く）を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する者

（※）中小規模の事業とは、派遣される事業の規模の判断については、事業場ごとではなく、国ごとに企業を単位として判断。例えば、日本国内の本社の労働者数と派遣先の国の企業の労働者数を合わせて下の表の規模以内であれば特別加入することができる。

業種	労働者数
金融業・保険業・不動産業・小売業	50人以下
卸売業・サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

（※） 海外出張の場合は、海外出張者について何らの手続なく、所属する国内の事業場の労災保険により保険給付を受けられる。一方、海外派遣の場合は、特別加入の手続が必要。

海外出張者とは、単に労働の提供の場が海外にあるにすぎず、国内の事業場に所属し、その事業場の使用者の指揮に従って勤務する労働者。一方、海外派遣者とは、海外の事業場に所属して、その事業場の使用者の指揮に従って勤務する労働者またはその事業場の使用者（事業主およびその他労働者以外の者）。

海外出張者と海外派遣者のどちらに当たるかは、勤務の実態によって総合的に判断。

○ 初めて特別加入を申請する場合、派遣元の団体又は事業主が、日本国内において実施している事業（有期事業を除く）について、労災保険の保険関係が成立していることが必要。なお、派遣先の事業は有期事業も含まれる。（労災保険法第36条）

○ 派遣元の団体又は事業主が、その事業から派遣する特別加入予定者の加入手続をまとめて行う。（労災保険法第36条）

〈中小事業主及びその事業に従事する労働者以外の者〉（通達：S40.12.6基発第1591号）

業務災害または通勤災害を被った場合のうち、一定要件を満たすときに労災保険から給付が行われる。

※同一の中小事業主が2つ以上の事業の事業主となっている場合、1つの事業の中小事業主として特別加入の承認を受けていても、他の事業の業務により被災した場合は、保険給付を受けることができない。

## 1 業務災害

就業中の災害であって、次の①～⑦のいずれかに該当する場合に保険給付が行われる。

- ① 申請書の「業務の内容」欄に記載された労働者の所定労働時間（休憩時間を含む）内に特別加入申請した事業のためにする行為およびこれに直接附随する行為を行う場合（事業主の立場で行われる業務を除く）
- ② 労働者の時間外労働または休日労働に応じて就業する場合
- ③ ①または②に前後して行われる業務（準備・後始末行為を含む）を中小事業主等のみで行う場合
- ④ ①、②、③の就業時間内における事業場施設の利用中および事業場施設内で行動中の場合
- ⑤ 事業の運営に直接必要な業務（事業主の立場で行われる業務を除く）のために出張する場合  
※ 船員である中小事業主等が、船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる場合は、積極的な私的行為を除き業務遂行性が認められる
- ⑥ 通勤途上で次の場合  
ア 労働者の通勤用に事業主が提供する交通機関の利用中  
イ 突発事故（台風、火災など）による予定外の緊急の出勤途上
- ⑦ 事業の運営に直接必要な運動競技会その他の行事について労働者（業務遂行性が認められる者）を伴って出席する場合

## 2 通勤災害

通勤災害については、一般の労働者と同様に取り扱われる。

〔労災保険法上の通勤とは〕

「通勤災害」とは、通勤により被った負傷、疾病、障害または死亡をいう。

この場合の「通勤」とは、就業に関し、①住居と就業の場所との間の往復 ②就業の場所から他の就業の場所への移動 ③赴任先住居と帰省先住居との間の移動を、合理的な経路および方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとしている。これらの移動の経路を逸脱・中断した場合は、その逸脱・中断の間およびその後の移動は通勤とならない。ただし、その逸脱・中断が、日常生活上必要な行為であって日用品の購入などをやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合は、合理的な経路に戻った後の移動は「通勤」となる。

〈労働者を使用しないで事業を行う一人親方その他の自営業者及びその者が行う事業に従事する労働者以外の者〉  
(通達：S40.12.6基発第1591号)

業務災害または通勤災害を被った場合のうち、一定要件を満たすときに労災保険から給付が行われる。

## 1 業務災害

保険給付の対象となる災害は、加入者ごとに一定の業務を行っていた場合に限られる。次に該当する場合に保険給付が行われる。

- ① 個人タクシー業者、個人貨物運送業者等
  - ア 免許などを受けた事業の範囲内において事業用自動車を運転する作業（運転補助作業を含む）、貨物の積み卸し作業およびこれらに直接附帯する行為を行う場合
  - イ 突発事故（台風、火災など）により予定外に緊急の出勤を行う場合
- ② 大工、左官、とび、石工等の建設業の一人親方
  - ア 請負契約に直接必要な行為を行う場合
  - イ 請負工事現場における作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合
  - ウ 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合
  - エ 請負工事に関する機械や製品を運搬する作業（手工具類程度のものを携行して通勤する場合を除く）およびこれに直接附帯する行為を行う場合
  - オ 突発事故（台風、火災など）により予定外に緊急の出勤を行う場合
- ③ 漁船による水産動植物の採捕の事業に従事する者
  - ア 水産動植物の採捕、これに直接必要な用船中の作業およびこれらに直接附帯する行為を行う場合
  - イ 最終の発地から漁船まで、または漁船から最初の着地までの間において行為を行う場合
  - ウ 突発事故により予定外に緊急の出勤を行う場合
- ④ 植林、伐採、木炭製造等を行う林業の一人親方
  - ア 森林の中の作業地、木材の搬出のための作業路およびこれに前後する土場における作業並びにこれに直接附帯する行為を行う場合
  - イ 作業のための準備・後始末、機械等の保管、作業の打ち合せなどを通常行っている場所（自宅を除く場所で、以下「集合解散場所」という）における作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合
  - ウ 集合解散場所と森林の中の作業地との間の移動およびこれに直接附帯する行為を行う場合
  - エ 作業に使用する大型の機械等を運搬する作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合
  - オ 台風、火災などの突発事故による緊急用務のために作業地または集合解散場所に赴く場合

〈労働者を使用しないで事業を行う一人親方その他の自営業者及びその者が行う事業に従事する労働者以外の者〉

⑤ 医薬品の配置販売業者

住居を出た後の最初の用務先からその日の最後の用務先までの間に行う医薬品の配置販売業務（医薬品の仕入れを含む）およびこれに直接附帯する行為並びに医薬品の配置販売業務（医薬品の仕入れを含む）を行うために出張する場合（住居以外の施設における宿泊を伴う場合に限る）

⑥ 廃品回収業、くず鉄業と呼ばれる事業を行う再生資源取扱業者

ア 再生資源を収集、運搬、選別、解体するなどの作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合

イ 再生資源を収集、運搬するために行われるトラックなどの貨物運搬用車両などを運転または操作する作業およびこれらに直接附帯する行為を行う場合

ウ 台風、火災などの突発事故による緊急用務のために、再生資源の集積場所などに赴く場合

⑦ 船員法第1条に規定する船員が行う事業に従事する者

ア 船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる場合（恣意的行為など積極的な私的行為を除く）

イ 突発事故（台風、火災など）により予定外に緊急の出勤を行う場合

ウ 下船後における旅客の乗降のための作業および、荷下ろしなどの作業または出荷のための作業など事業のためにする行為に直接附帯する作業についても、事業の性質に応じて業務遂行性が認められることがある。

## 2 通勤災害

通勤災害については、一般の労働者と同様に取り扱われる。ただし、上記のうち次の一人親方等については、通勤災害の保護の対象とならない。

① 個人タクシー業者、個人貨物運送業者

③ 漁船による水産動植物の採捕の事業に従事する者



〈特定作業従事者〉（通達：S40.12.6基発第1591号）

業務災害または通勤災害を被った場合のうち、一定要件を満たすときに労災保険から給付が行われる。

### 1 業務災害

保険給付の対象となる災害は、加入者ごとに一定の業務を行っていた場合に限られる。次に該当する場合に保険給付が行われる。

- ① 一定規模の農業の事業場において一定の危険有害な農作業に従事する者（特定農作業従事者）  
 農業者が、農作業場で行う「土地の耕作や開墾」「植物の栽培や採取」「家畜（家きんやみつばちを含む）や蚕の飼育の作業」のうち、次のア～オのいずれかに当たる作業を行う場合（その作業に直接附帯する行為を含む）  
 ア 農作業場で動力により駆動する機械を使用して行う作業  
 イ 農作業場の高さが2メートル以上の箇所において行う作業  
 ウ 農作業場で牛・馬・豚に接触し、または接触するおそれのある作業  
 エ 農作業場の酸素欠乏危険場所で行う作業  
 オ 農作業場で農薬を散布する作業
- ② 特定の農業機械を用いて一定範囲の農作業を行う者（指定農業機械作業従事者）  
 ア 農業者が、農作業場において指定農業機械を使用して行う作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合  
 イ 農業者が指定農業機械を農作業場と格納場所との間において、運転または運搬する作業（苗、防除用薬、堆肥などを共同育苗施設などから農作業場へ運搬する作業を含む。）およびこれに直接附帯する行為を行う場合
- ③ 国、地方公共団体が実施する職場適応訓練又は事業主団体等委託訓練として行われる作業に従事する者  
 訓練現場に就労している労働者に準ずる
- ④ 危険有害な作業に従事する家内労働者等  
 ア 家内労働者等が、作業場で、申請書の「業務又は作業の内容」欄に記載された作業またはこれに直接附帯する行為を行う場合  
 イ 家内労働者等が、作業場に隣接した場所（作業場の敷地内、作業場前の道路上など）において行う家内労働に関わる材料、加工品などの積み込み、積み卸し作業および運搬作業を行う場合
- ⑤ 労働組合等常勤役員  
 労働組合等の常勤役員が、労働組合等の事務所、事業場、集会場または道路、公園その他の公共の用に供する施設において、集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に関する作業（作業に必要な移動を含む）を行う場合
- ⑥ 介護作業従事者 及び家事支援従事者  
 ア 介護作業従事者が、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する介護関係業務で、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活の世話、機能訓練または看護に関する作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合  
 イ 家事支援作業従事者が、炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為に関する作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合

## 〈特定作業従事者〉

## 2 通勤災害

通勤災害については、一般の労働者と同様に取り扱われる。ただし、上記のうち次の特定作業従事者については、通勤災害の保護の対象とならない。

- ① 一定規模の農業の事業場において一定の危険有害な農作業に従事する者（特定農作業従事者）
- ② 特定の農業機械を用いて一定範囲の農作業を行う者（指定農業機械作業従事者）
- ④ 危険有害な作業に従事する家内労働者等

## 〔特定農作業従事者や指定農業機械作業従事者の通勤災害について〕

特定農作業従事者や指定農業機械作業従事者については、通勤災害の適用はないが、自宅と農作業場との間を、トラックなどの運搬機械を用いて往復している場合には、業務災害として保護の対象となる。

特定農作業従事者については、農産物や農作業のための資材などを運ぶために自宅の車庫から農作業場まで軽トラックを運転する行為は、耕作などの作業に直接附帯する行為に当たるため、通勤災害ではなく、業務災害として労災保険による給付を受けることができる。また、指定農業機械作業従事者についても、軽トラックに乗って自宅の車庫から農作業場まで向かう途中で被災した場合には、業務災害として労災保険による給付を受けることができる。

## 〈海外派遣者〉

○労働者として派遣される場合（通達：S52.3.30労働省発労徴第21号・基発第192号、S55.3.31労働省発労徴第22号・基発第156号）

国内の労働者の場合と同様、業務災害または通勤災害を被った場合に労災保険から給付が行われる。

○中小事業の代表者などとして海外派遣される場合（通達：H8.3.1基発第95号）

国内の中小事業主等の特別加入の場合と同様、以下の場合に労災保険から給付が行われる。

## 1 業務災害

就業中の災害であって、次の①～⑦のいずれかに該当する場合に保険給付が行われる。

- ① 申請書の「業務の内容」欄に記載された労働者の所定労働時間（休憩時間を含む）内に特別加入申請した事業のためにする行為およびこれに直接附随する行為を行う場合（事業主の立場で行われる業務を除く）
- ② 労働者の時間外労働または休日労働に応じて就業する場合
- ③ ①または②に前後して行われる業務（準備、後始末行為を含む）を中小事業主等のみで行う場合
- ④ ①、②、③の就業時間内における事業場施設の利用中および事業場施設内で行動中の場合
- ⑤ 事業の運営のために直接必要な業務（事業主の立場で行われる業務を除く）のために出張する場合
- ⑥ 通勤途上で次の場合
  - ア 労働者の通勤用に事業主が提供する交通機関の利用中
  - イ 突発事故（台風、火災など）による予定外の緊急の出勤途上
- ⑦ 事業の運営に直接必要な運動競技会その他の行事について労働者（業務遂行性が認められる者）を伴って出席する場合

## 2 通勤災害

国内の労働者の場合と同様に取り扱われる。

## ○留意事項

赴任途上における災害は、次の要件を全て満たす場合に業務災害と認められる。（通達：H3.2.1基発第75号）

- ① 海外派遣を命じられた労働者が、その転勤に伴う移転のため転勤前の住居などから赴任先事業場に赴く途中で発生した災害であること
- ② 赴任先事業主の命令に基づき行われる赴任であって、社会通念上、合理的な経路および方法による赴任であること
- ③ 赴任のために直接必要でない行為あるいは恣意的行為に起因して発生した災害でないこと
- ④ 赴任に対して赴任先事業主より旅費が支給される場合であること

### ○労働保険事務組合制度とは

労働保険事務組合制度とは、商工会、事業協同組合などの事業主の団体や社会保険労務士の事務所などが、厚生労働大臣から労働保険事務組合の認可を受けることにより、事業主の委託を受けて労働保険料の申告・納付や雇用保険の被保険者に関する手続などの労働保険事務を行う制度である。

### ○労働保険事務組合の認可基準の概要

◇平成25年3月29日付け基発0329第7号「労働保険事務組合事務処理手引の改正について」

#### (1) 団体の性格 → 団体性が明確であること

- ・ 法人であるかは問わないが、「代表者の定めがあること」、「定款、規約等において、団体の組織、構成員の範囲、事業内容、運営方法」等が明確に定められていること。
- ・ 労働保険事務の委託予定事業主が30以上あること。
- ・ 定款等において、事業主の委託を受けて労働保険事務の行うことが定められていること。
- ・ 団体等の活動実績が2年以上あること。

#### (2) 財政基盤 → 相当の財産を有すること

団体等は相当の財産を有し、事務組合の責任(労働保険料の納付等の責任)を負うことができるものであること(登記簿や預金証書等で確認)。

#### (3) 事務処理体制 → 適切に処理できる体制が確立していること

- ・ 労働保険事務を確実に行う能力がある者(社会保険労務士等)が配置され、その者が当該団体の役職員として、実際に労働保険事務に携わることが予定されていること。
- ・ 役員や事務の総括者は社会的信用があること(経歴書で確認)。
- ・ 事務処理規約に必要事項を定め、団体の議決機関の承認を経ていること。

- 特別加入団体の申請をしようとする団体は、あらかじめ、一人親方等又は特定作業従事者の業務災害の防止に関し、当該団体が講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項を定めなければならないこととされている。

具体例：①原状回復の業務又は除染を目的とする原状回復以外の業務を行う一人親方については、特別加入団体が業務災害の防止に関し、当該団体が講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項を「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成23年12月22日付け基発1222第6号）に沿って改定しなければならない。（「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」平成23年12月27日基発1227第1号）

②特定農作業従事者については、特別加入団体が業務災害の防止に関し、当該団体が講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項として「業務災害防止規則例」に定める内容と実質的に同じ内容の定めを作成しなければならない。（「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」平成3年4月12日発労徴第38号、基発259号）

<参照条文>

◎労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）

第四十六条の二十三第二項 法第三十五条第一項の申請をしようとする団体（第四十六条の十七第七号に掲げる事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者の団体及び第四十六条の十八第三号に掲げる作業に従事する者の団体を除く。）は、あらかじめ、法第三十三条第三号から第五号までに掲げる者の業務災害の防止に関し、当該団体が講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項を定めなければならない。

- 特別加入団体は、一人親方等及び特定作業従事者に係る保険料の納付など、事業主に課せられている労働保険事務を処理することになるため、当該団体が次頁の要件を全て満たしている場合に、政府は特別加入の承認を行う。

# (参考)特別加入団体の要件②

第78回労災保険部会資料  
(令和元年8月8日開催)

○特別加入団体の要件（昭和40年11月1日付け基発第1454号労働基準局長通達）

- ① 一人親方等又は特定作業従事者の相当数を構成員とする単一団体であること。
- ② その団体が法人であるかどうかは問わないが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手續などが明確であること。その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。
- ③ その団体の定款などに規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。
- ④ その団体の事務体制、財務内容などからみて労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。
- ⑤ その団体の地区が、団体の主たる事務所の所在地を中心として別表（※）に定める区域に相当する区域を超えないものであること。

(※別表)

主たる事務所の所在地の都道府県	主たる事務所の所在地の都道府県以外で特別加入団体が事務処理を行うことが出来る区域の一覧	主たる事務所の所在地の都道府県	主たる事務所の所在地の都道府県以外で特別加入団体が事務処理を行うことが出来る区域の一覧
北海道	青森県	三重県	岐阜県 愛知県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
青森県	北海道 岩手県 秋田県	滋賀県	福井県 岐阜県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県
岩手県	青森県 宮城県 秋田県	京都府	福井県 三重県 滋賀県 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県
宮城県	岩手県 秋田県 山形県 福島県	大阪府	三重県 滋賀県 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県 徳島県 香川県
秋田県	青森県 岩手県 宮城県 山形県	兵庫県	三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県 徳島県 香川県
山形県	宮城県 秋田県 福島県 新潟県	奈良県	三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 和歌山県
福島県	宮城県 山形県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県	和歌山県	三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 徳島県
茨城県	福島県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県	鳥取県	京都府 兵庫県 島根県 岡山県 広島県
栃木県	福島県 茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県	島根県	京都府 大阪府 兵庫県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 香川県 愛媛県
群馬県	福島県 茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 長野県	岡山県	京都府 大阪府 兵庫県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 香川県 愛媛県
埼玉県	茨城県 栃木県 群馬県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県	広島県	鳥取県 島根県 岡山県 山口県 香川県 愛媛県
千葉県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 東京都 神奈川県 静岡県	山口県	島根県 広島県 愛媛県 福岡県 大分県
東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県	徳島県	大阪府 兵庫県 和歌山県 香川県 愛媛県 高知県
神奈川県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 山梨県 静岡県	香川県	大阪府 兵庫県 岡山県 広島県 徳島県 愛媛県 高知県
新潟県	山形県 福島県 群馬県 東京都 富山県 長野県	愛媛県	岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 高知県 大分県
富山県	新潟県 石川県 長野県 岐阜県	高知県	徳島県 香川県 愛媛県
石川県	富山県 福井県 岐阜県	福岡県	山口県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
福井県	石川県 岐阜県 滋賀県 京都府	佐賀県	福岡県 長崎県 熊本県 大分県
山梨県	埼玉県 東京都 神奈川県 長野県 静岡県	長崎県	福岡県 佐賀県 熊本県
長野県	群馬県 埼玉県 新潟県 富山県 山梨県 岐阜県 静岡県 愛知県	熊本県	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 宮崎県 鹿児島県
岐阜県	富山県 石川県 福井県 長野県 愛知県 三重県 滋賀県	大分県	山口県 愛媛県 福岡県 佐賀県 熊本県 宮崎県
静岡県	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 愛知県	宮崎県	熊本県 大分県 鹿児島県
愛知県	長野県 岐阜県 静岡県 三重県	鹿児島県	熊本県 宮崎県
		沖縄県	-

# 労災保険特別加入制度の主な見直し経緯①（対象範囲に係るもの中心）

第78回労災保険部会資料  
(令和元年8月8日開催)

## 1 中小事業主等

施行日	改正内容	改正形式
S40. 11. 1	○特別加入制度創設(業務災害に限定) 常時300人(金融業、保険業、不動産業、卸売業、小売業、サービス業については50人)以下の労働者を使用する事業の事業主で労災保険事務組合に事務処理を委託する者及びその事業主の行う事業に従事する者。	法律
S48. 10. 15	○卸売業について、50人以下→100人以下の労働者を使用する事業主に対象拡大	省令
S52. 4. 1	○通勤災害も対象に追加	法律
H11. 12. 3	○サービス業について、50人以下→100人以下の労働者を使用する事業主に対象拡大	省令

## 2 一人親方等

施行日	改正内容	改正形式
S40. 11. 1	○特別加入制度創設(業務災害に限定) 次の種類の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者及びその者の行う事業に従事する者。 ・自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業 ・建設の事業 ・漁船による水産動植物の採捕の事業	法律
S47. 4. 1	○建設の事業を「土木、建設その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業」に改正	省令
S51. 10. 1	○以下を追加 ・林業の事業 ・医薬品の配置販売の事業	省令
S52. 4. 1	○通勤災害も対象に追加	法律
S55. 4. 1	○以下を追加 ・再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業	省令
H22. 1. 1	○以下を追加 ・船員法第1条に規定する船員が行う事業	省令
H24. 1. 1	○以下を追加 ・除染作業(建設の事業の中に「原状回復」を追加)	省令

※上記のほか、一人親方等については、通達や事務連絡によって、運用範囲を拡大してきたものも存在する。

# 労災保険特別加入制度の主な見直し経緯②（対象範囲に係るもの中心）

## 3 特定作業従事者

第78回労災保険部会資料  
(令和元年8月8日開催)

施行日	改正内容	改正形式
S40. 11. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別加入制度創設(業務災害に限定)</li> <li>・農作業を次の機械を使用して行う者               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農業用トラクター</li> <li>② 動力溝掘機、自走式防除用機械、自走式収穫用機械、自走式運搬用機械</li> </ul> </li> <li>・国または地方公共団体が実施する訓練事業者</li> </ul>	法律
S45. 10. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家内労働者について追加。</li> <li>・プレス機械又はシャーを使用して行う金属加工の作業</li> <li>・研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって金属製洋食器又は刃物の製造又は加工に係るもの</li> <li>・有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって化学物質製履物製造又は加工に係るもの</li> <li>・粉じん作業又は鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくはその施釉若しくは絵付けされた物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの</li> </ul>	省令
S49. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家内労働者の範囲拡大(下線部を追加)</li> <li>・プレス機械、シャー、<u>旋盤、ボール盤又はフライス盤</u>を使用して行う金属又は合成樹脂の加工の作業</li> <li>・研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって金属製洋食器、刃物、<u>バルブ又はコツク</u>の製造又は加工に係るもの</li> <li>・有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって化学物質製又は皮製の履物、靴、袋物又は服装用ベルトの製造又は加工に係るもの</li> <li>・動力により駆動される織機を使用して行う作業</li> </ul>	省令
S50. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家内労働者の範囲拡大(下線部を追加)</li> <li>・プレス機械、<u>型付け機、型打ち機</u>、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、<u>皮、ゴム、布又は紙</u>の加工の作業</li> <li>・有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって化学物質製、皮製又は布製の履物、靴、袋物又は服装用ベルトの製造又は加工に係るもの</li> </ul>	省令
S52. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通勤災害も対象に追加</li> </ul>	法律
S56. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家内労働者の範囲拡大(下線部を追加)</li> <li>・有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって化学物質製、皮製若しくは布製の履物、靴、袋物、服装用ベルト、<u>グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器</u>の製造又は加工に係るもの</li> <li>・動力により駆動される<u>合糸機、撚糸機又は織機</u>を使用して行う作業</li> <li>・木工機械を使用して行う作業であって、<u>仏壇又は木製若しくは竹製の食器</u>の製造又は加工に係るもの</li> </ul>	省令



# 労災保険特別加入制度の主な見直し経緯③（対象範囲に係るもの中心）

第78回労災保険部会資料  
(令和元年8月8日開催)

## 3 特定作業従事者

施行日	改正内容	改正形式
H1. 4. 1	○国又は地方公共団体が実施する訓練事業者のうち、対象を以下に限定 ・求職者を作業環境に適応させるための訓練として行われる作業 ・求職者の再就職を容易にするために必要な技能を習得させるための職業訓練であって事業主又は事業主の団体に委託されるものとして行われる作業	省令
H3. 4. 12	○特定農作業従事者を追加 ○労働組合等常勤役員を追加	省令
H13. 4. 1	○介護作業従事者を追加	省令
H30. 4. 1	○家事支援従事者を追加	省令

※上記のほか、特定作業従事者については、告示や通達によって、運用範囲を拡大してきたものも存在する。

## 4 海外派遣者

施行日	改正内容	改正形式
S52. 4. 1	○海外派遣者を追加	法律
H8. 4. 1	○海外にある中小規模の事業に事業主等として派遣される者を追加	法律